

第 1 1 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成21年 8月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書（平成20年度及び平成21年度分）の公開請求を行った。

- (1) 高校別（学校名別）退学者数のわかるもの
- (2) 高校別（学校名別）停学者数のわかるもの

2 同年 9月 9日、実施機関は、上記 1 (1)のうち平成20年度分の公開請求に対して、平成20年度中途退学者数一覧（以下「本件一覧」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

該当する行政文書には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものがあるため、該当する部分については非公開とする。

- (2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

該当する行政文書には、学校別学年別の退学者数が記載されており、学校名（以下「本件学校名」という。）を公にすることにより、学校に対しての一面的な評価につながり学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の一面的な評価にもつながるおそれがあるため、非公開とする。

3 同日、実施機関は、上記 1 (1)のうち平成21年度分及び同 (2)の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

4 同月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない。他の情報と照合しても特定の個人を識別することができないし、できたとしても他人に知られたくない情報には当たらない。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当しない。請求されている情報は、学校序列化を助長する等ということであるが、あくまで個人的な推測であって公開しないがための言い訳に過ぎない。

(3) 公立高校の高校別退学者数・原級留置者数について特定個人が識別されないとして個人情報として非公開とすることを認めなかった福岡県の事例（福岡地判平成 2 年 3 月 14 日行集 41 巻 3 号 509 頁、福岡高判平成 3 年 4 月 10 日行集 42 巻 4 号 536 頁）などがある。

(4) 請求している情報は、その高校のことを知るための客観的な情報のひとつであり、公開されないことは、知る権利を侵すものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 5 年 2 月 19 日付け名古屋市公文書公開審査会答申第 21 号において、本件処分と同様に学校名を非公開とする一部公開決定を妥当と認められている。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

特定の生徒が中途退学になった事実は、通常、教員や級友その他の学校関係者の知るところであり、本件学校名を公開すると、本市には市立高校が少ないことから、特に本件公開請求に係る行政文書に記載された数値が単数又は少数の学校においては、これら学校関係者からの情報等と組み合わせることにより、中途退学になった生徒は容易に判明するものと考えら

れる。また、中途退学の実事は、一般の社会通念から考えれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

学校別の中途退学者数を公開することは、学校に対しての一方的な評価につながり学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の一方的な評価にもつながるおそれがあり、そのため、生徒、保護者、教師等に苦痛をもたらすなど、生徒の健全な育成を図るという本市教育行政の目的が損なわれるおそれがある。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件学校名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件一覧には、学校名と各学校における中途退学者の人数が記載されているだけであることから、生徒個人の氏名、住所、生年月日等、特定の生徒が直ちに識別される情報は記載されていない。

(3) しかし、他の情報と照合することにより、個人識別性が認められる場合

もあることから、次に、これを検討する。

本件一覧に記載されている人数は、学校ごと、また、学年ごとに区分集計された中途退学者の人数であり、誰が中途退学したかは、通常、一般人が知り得る情報ではないものの、学校関係者は容易に知り得る情報である。

したがって、照合されるべき他の情報を一般人が知り得る情報に限定すると、集団内における公知の事実には、事実上、適用されないこととなることから、学校という集団の性質を考慮すれば、他の情報には、一般人が知り得る情報のほかに、学校関係者のみが知り得る情報も含まれると考える。

(4) 以上から、学校名は、学校関係者からの情報と組み合わせることにより、中途退学者の人数が単数又は少数の学校においては、特定の生徒が識別されると認められる。なお、人数の少ない学校名を非公開としても、人数の多い学校名を公開することによって、結果的に、人数の少ない学校名を容易に推測することができることから、人数の多寡によって区別すべきではないと考える。

(5) また、中途退学の理由は、生徒ごとに異なるものの、家庭の事情等に起因することから、中途退学したという事実は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(6) したがって、本件学校名は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

実施機関は、本件学校名が条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当すると主張しているが、上記 3 で判断したように、本件学校名は非公開とすべきであると考えてるので、これについて重ねて判断する必要はない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年10月 2日	諮問書の受理
10月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

11月 9日	実施機関の弁明意見書を受理
11月13日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成22年 8月10日 (第116回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月 8日 (第117回審査会)	調査審議
平成23年 1月11日 (第121回審査会)	調査審議
2月 1日	答申